

過疎地域自立促進方針・過疎地域自立促進計画について

令和元年12月20日

令和元年度第6回過疎問題懇談会

4 今後の過疎対策のあり方・方向性

(5) 支援制度のあり方

これまでの過疎対策の成果と課題や、新たな過疎対策の理念、対象地域、施策の視点等の検討を踏まえ、今後、支援制度のあり方について検討を進める。その際、過疎対策事業債を中心とする現行の過疎法に基づく支援策は、市町村の自主性を尊重する仕組みとなっており、この仕組みを継続することが基本となろう。

なお、過疎関係市町村や都道府県に実施したアンケート調査において、改善要望があった内容については、新たな過疎対策の中での反映を検討する必要がある。

① 過疎地域自立促進市町村計画

現行の過疎法においては、市町村が、過疎法に基づく国庫補助の特例や過疎対策事業債を活用しようとする際には、市町村議会の議決を経た市町村計画を策定する必要がある。また、平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法が施行され、現在、全市町村が地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定している。

市町村計画の位置づけや内容等については、新たな過疎対策の内容等に応じ、まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係を含め、引き続き議論する必要がある。

過疎地域自立促進特別措置法の記載事項(自立促進方針・自立促進計画)

(過疎地域自立促進方針)

第五条 都道府県は、当該都道府県における過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進方針(以下「自立促進方針」という。)を定めることができる。

- 2 自立促進方針は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 過疎地域の自立促進に関する基本的な事項
 - 二 過疎地域における農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
 - 三 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通通信体系の整備、過疎地域における情報化並びに地域間交流の促進に関する事項
 - 四 過疎地域における生活環境の整備に関する事項
 - 五 過疎地域における高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
 - 六 過疎地域における医療の確保に関する事項
 - 七 過疎地域における教育の振興に関する事項
 - 八 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項
 - 九 過疎地域における集落の整備に関する事項
- 3・4 (略)
- 5 過疎地域の市町村は、自立促進方針が定められていない場合には、都道府県に対し、自立促進方針を定めるよう要請することができる。
- 6 前項の規定による要請があったときは、都道府県は、速やかに、自立促進方針を定めるものとする。

(過疎地域自立促進市町村計画)

第六条 過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画(以下「市町村計画」という。)を定めることができる。

- 2 市町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 地域の自立促進の基本的方針に関する事項
 - 二 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
 - 三 交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項

四 生活環境の整備に関する事項

五 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項

六 医療の確保に関する事項

七 教育の振興に関する事項

八 地域文化の振興等に関する事項

九 集落の整備に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、地域の自立促進に関し市町村が必要と認める事項

3 (略)

4 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めようとするときは、当該市町村計画に定める事項のうち第二項第二号から第九号までの事項については、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。

5 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、直ちに、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣にこれを提出しなければならない。

6 (略)

7 第一項及び前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

(過疎地域自立促進都道府県計画)

第七条 都道府県は、自立促進方針に基づき、過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進都道府県計画(以下「都道府県計画」という。)を定めることができる。

2 都道府県計画は、おおむね前条第二項各号に掲げる事項について当該都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画とする。

3 都道府県は、都道府県計画を作成するに当たっては、一の過疎地域の市町村の区域を超える広域の見地に配慮するものとする。

4 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、これを総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出するものとする。

5 前条第六項の規定は都道府県計画の提出があった場合について、前項及び同条第六項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。

過疎地域自立促進特別措置法の記載事項(過疎地域自立促進のための地方債)

(過疎地域自立促進のための地方債)

第十二条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

- 一 交通の確保又は産業の振興を図るために必要な政令で定める市町村道(融雪施設その他の道路の附属物を含む。)、農道、林道及び漁港関連道
- 二 漁港及び港湾
- 三 地場産業の振興に資する施設で政令で定めるもの
- 四 中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所
- 五 観光又はレクリエーションに関する施設
- 六 住民の交通手段の確保又は地域間交流の促進のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両のうち総務省令で定める事業者の事業の用に供するもの
- 七 電気通信に関する施設
- 八 下水処理のための施設
- 九 一般廃棄物処理のための施設
- 十 火葬場
- 十一 公民館その他の集会施設
- 十二 消防施設
- 十三 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設
- 十四 保育所及び児童館
- 十五 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第三条第一項又は第三項の規定による認定を受けた施設及び幼保連携型認定こども園(同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。別表児童福祉施設の項において同じ。)をいう。)
- 十六 障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設
- 十七 診療施設(巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。)

十八 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

十九 市町村立の専修学校及び各種学校

二十 図書館

二十一 地域文化の振興等を図るための施設

二十二 集落の整備のための政令で定める用地及び住宅

二十三 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設で政令で定めるもの

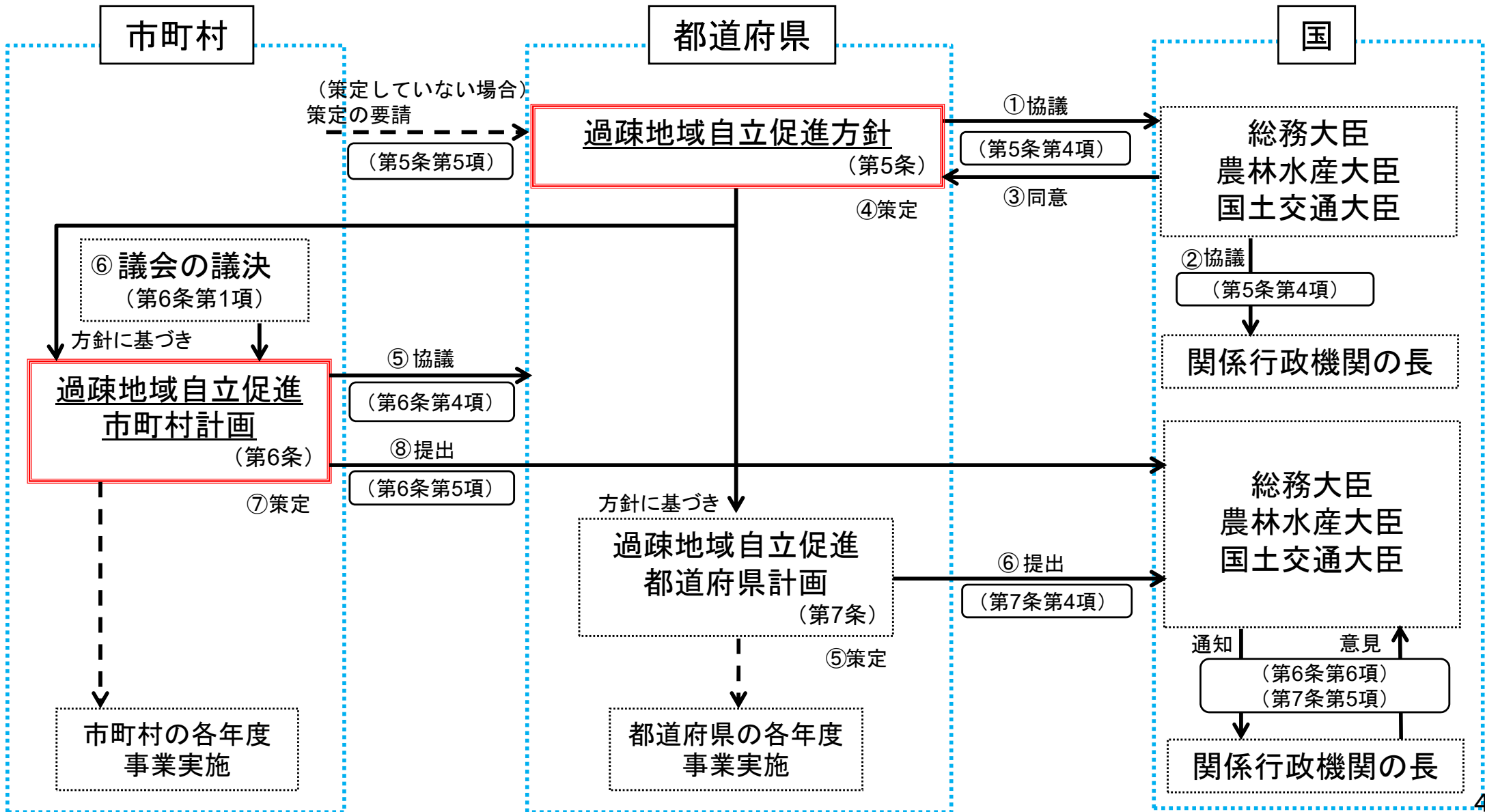
二十四 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

2 前項に規定するもののほか、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの(当該事業の実施のために地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定により設けられる基金の積立てを含む。次項において「過疎地域自立促進特別事業」という。)の実施につき当該市町村が必要とする経費(出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。)については、地方財政法第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができる。

3 市町村計画に基づいて行う第一項に規定する出資若しくは施設の整備又は過疎地域自立促進特別事業の実施につき過疎地域の市町村が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債(当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることのできるものを除く。)で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

過疎地域自立促進計画の策定フロー図

○ 過疎対策事業に対する各種財政措置を受けるためには、方針・計画を策定することが必要。



過疎地域自立促進方針及び過疎地域自立促進計画の策定・変更の状況

1 令和元年12月現在までに過疎地域自立促進方針・過疎地域自立促進計画を策定済みの団体

(1)過疎地域自立促進方針

- ・47都道府県

(2)過疎地域自立促進(都道府県・市町村)計画

- ・45都道府県(策定していない団体 2団体:大阪府、兵庫県)
- ・816市町村(策定していない団体 1団体:東京都青ヶ島村)

2 過疎地域自立促進方針・過疎地域自立促進計画を変更した実績(平成30年度実績)

(1)過疎地域自立促進方針の変更

なし

(2)過疎地域自立促進計画の変更

- ①都道府県計画 5団体
- ②市町村計画 286団体(延べ418団体)

過疎地域自立促進市町村計画に関するアンケート調査の結果①

- ・調査名：「過疎地域自立促進市町村計画に関するアンケート調査」
- ・調査主体：総務省自治行政局過疎対策室
- ・実施時期：令和元年8月2日(金)～23日(金)
- ・調査対象：平成26年度又は平成29年度に新たに過疎地域として公示された市町村のうち、過疎計画を策定済みの56 団体
※ 平成26年度又は平成29年度の過疎法改正前に、いわゆる「みなし過疎市町村」であった団体は除く。

【問1】 過疎計画を策定する過程で地域住民等の参画を促し合意形成を図る取組を行いましたか。次の中から該当するものを選択してください(複数回答可)。

【回答】

①地域住民を含めた関係者で合議体を形成した：2団体(3.6%)

- ・ 住民、公的団体等の代表者から構成される計画策定委員会を設置し、町民の広範な意見を反映させた

②地域住民含めた関係者でワークショップを実施した：0団体(0%)

③地域住民を含めた関係者にヒアリングを実施した：3団体(5.4%)

- ・ 計画を策定するに当り、計画に関しての要望事項や改善点などをヒアリングを実施した

④計画案についてパブリック・コメントを実施した：29団体(51.8%)

⑤その他：6団体(10.7%)

- ・ 地域住民を含んだ諮問機関で過疎計画について審議した
- ・ 村内に18ある行政区の区長を対象に毎月開催している行政区長会議の場で意見を聴取した

⑥何もしていない：19団体(33.9%)

(備考)○過疎地域自立促進方針及び過疎地域自立促進市町村計画等について(平成27年5月15日 総行過第33号 関係都道府県過疎対策担当部長あて総務省地域力創造審議官通知)(抄)

市町村計画を策定する場合には、行政はもとより、地域住民、NPO、地域活動団体等、様々な主体の参画を促し、地域の将来像とその実現に向けた互いの役割や責任について共通認識と合意形成を図り、従来の対策の成果や効果、残された課題等をこれまで以上に十分把握・分析した上で、自立促進に向けて実効性のある計画となるよう周知をお願いします。

過疎地域自立促進市町村計画に関するアンケート調査の結果②

【問2】

過疎計画において、「計画全体の目標」(例えば、「人口の社会減を〇〇年までに〇.〇%にする」などの定量的な目標)を設定していますか。「①設定している」を選択した場合は、過疎計画に記載されている全体目標を記載してください。

また、当該目標の達成状況をどのように確認していますか、併せて記載してください。

【回答】

- ①設定している : 0団体(0%)
- ②設定していない: 56団体(100%)

【問3】

過疎計画において、「地区別(旧市町村単位等)の目標」を設定していますか。

「①設定している」を選択した場合は、過疎計画に記載されている地区別の目標例を記載してください。また、当該目標の達成状況をどのように確認していますか、併せて記載してください。

【回答】

- ①設定している : 0団体(0%)
- ②設定していない: 56団体(100%)

【問4】

過疎計画において、「分野別の目標」(例えば、「水洗化率を〇〇年までに〇.〇%まで引き上げる」などの定量的な目標)を設定していますか。「①設定している」を選択した場合は、過疎計画に記載されている分野別の目標(例)を記載してください。

また、当該目標の達成状況をどのように確認していますか、併せて記載してください。

【回答】

- ①設定している : 1団体(1.8%)
 - ・観光入込客数のH30年度の目標値を79万人と記載(実績は62万人):美幌町過疎地域自立促進市町村計画
- ②設定していない: 55団体(98.2%)

過疎地域自立促進市町村計画に関するアンケート調査の結果③

【問5】

過疎計画において、「公共施設等総合管理計画」との整合を図った旨の記載がありますか。また、「①記載がある」を選択した場合はその内容を、「②記載がない」を選択した場合は記載がない理由を記載してください。

【回答】

①記載がある : 32団体(57.1%)

(主な回答)

- ・ 過疎計画の「基本的な事項」に「公共施設等総合管理計画との整合」に関する項目を設け、「函館市公共施設等総合管理計画を策定し、必要な施設機能の維持に配慮しながら保有総量の縮減を図るなどの基本方針を定めたところであり、同計画との整合を図りながら施策を展開します。」と記載

②記載がない : 24団体(42.9%)

(主な回答)

- ・ 公共施設等総合管理計画は、過疎計画を策定したH26.9時点で策定に向けて着手していたものの、策定には至っていなかったため、記載をしていない
- ・ 特段必要がないため記載していない

(備考)

○過疎地域自立促進市町村計画作成例等の一部改正について(平成27年4月10日 関係都道府県過疎対策担当課あて 総務省自治行政局過疎対策室事務連絡)(抄)

公共施設等総合管理計画を策定した場合は、過疎対策事業による施設整備が当該総合管理計画を踏まえたものとなるよう、総合管理計画を過疎地域自立促進市町村計画に位置付けることとされたい。

市町村が策定した公共施設等総合管理計画（実際の例※主な項目を抜粋）

○ 計画期間

- ・平成28年度から平成37年度の10年間
うち、集中取り組み期間 平成28年度～平成30年度

○ 公共施設適正化基本方針

- ・基本方針1 複合化、機能の集約化等による総保有量の縮減を進めます。
- ・基本方針2 計画的な維持管理と効率的な運営に努めます。

○ 基本目標（公共建築物の総保有量の縮減目標）

- ・市が保有する公共建築物の総延床面積を今後40年間で48%削減します。

期間	削減率	延床面積(万㎡)	市民一人当たり(㎡)	延削減率
平成28～37年度	15%	25.8→21.9	10.11→8.59	15%
平成38～47年度	15%	21.9→18.6	8.59→7.30	28%
平成48～57年度	15%	18.6→15.8	7.30→6.20	39%
平成58～67年度	15%	15.8→13.5	6.20→5.28	48%

○ PDCAサイクルの推進方針

本計画に掲げる目的をより実践的かつ具現化するために、個別施設ごとに「公共施設等管理活用計画」（以下「個別計画」という。）を策定します。この個別計画には、施設の現状のほか、具体的な方向性、目標年度、存続とした場合の改修計画、維持・管理費用の推計等を示し、進行管理と状況の変化に応じた見直しを行います。

（中略）

PDCAサイクルで評価対象のもととなる目標（値）が、個別計画の積み上げにより明確になることから、平成33年度を初期としておおむね5年ごとにその成果を評価、見直しすることとし、適宜議会への報告や市民への公表を行っていきます。

過疎地域自立促進市町村計画に関するアンケート調査の結果④

【問6】

過疎計画中、総務省が示した「新たに過疎地域自立促進市町村計画等を作成する場合の作成例の送付について」(平成29年3月31日付け事務連絡)及び「過疎地域自立促進市町村計画作成例等の送付について」(平成27年5月15日付け事務連絡)に加えて、記載している部分がありますか。

「①記載がある」を選択した場合は、当該部分を記載してください。

【回答】

①記載がある : 0団体(0%)

②記載がない : 56団体(100%)

(備考)「過疎地域自立促進市町村計画作成例」で示している記載事項

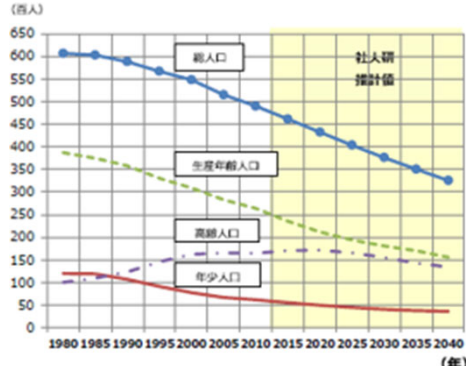
項目	小項目
1 基本的な事項	(1)市町村の概況 (2)人口及び産業の推移と動向 (3)市町村行財政の状況 (4)地域の自立促進の基本方針 (5)計画期間 (6)公共施設等総合管理計画との整合
2 産業の振興	(1)現況と問題点
3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(2)その対策
4 生活環境の整備	(3)計画(事業計画)
5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(4)公共施設等総合管理計画との整合
6 医療の確保	
7 教育の振興	
8 地域文化の振興等	
9 集落の整備	
10 その他地域の自立促進に関し必要な事項	

過疎地域自立促進計画と地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略との比較①

凡例：○は、当該内容を記載するよう通知又は参考例として示しているもの
 ーは、当該内容を記載するよう通知又は参考例として示していないもの

根拠法		過疎地域自立促進方針・過疎地域自立促進計画		地方版総合戦略・地方人口ビジョン			
		過疎地域自立促進特別措置法		まち・ひと・しごと創生法			
策定プロセスにおける国等の関与の義務づけ	都道府県	自立促進方針	国への協議	あり	都道府県総合戦略、 地方人口ビジョン	国への協議	なし
			国の同意	あり		国の同意	なし
			国への提出	なし		国への提出	なし
		都道府県計画	国への協議	なし		国への協議	なし
			国の同意	なし		国の同意	なし
			国への提出	あり		国への提出	なし
	市町村	市町村計画	国への協議	なし	市町村総合戦略、 地方人口ビジョン	国への協議	なし
			国の同意	なし		国の同意	なし
			議会の議決	あり		議会の議決	なし
			国への提出	あり		国への提出	なし
	現行計画(戦略)の期間		平成28年度～令和2年度		平成27年度～令和元年度 (地方人口ビジョンは2060年までを基本とする)		
	市町村の概況 (現在の課題、経済的な立地特性等)		○			ー	
人口動向分析(時系列による人口動向 や年齢階級別の人口移動分析等)		○			○		
将来人口の推計と分析		ー			○		
人口の変化が地域の将来に与える 影響の分析・考察		ー			○		
市町村行財政の状況(歳入、歳出等)		○			ー		
公共施設等総合管理計画との整合		○			ー		
基本方針の設定		○	(地域の将来像を見据えた基本的な施策等を定性的に記載)		○		
				(定量的な数値目標を含めて記載)			
各施策における重要業績評価指標 (KPI)の設定		ー			○		
PDCAサイクルの運用		ー			○		
主な支援措置		過疎対策事業債		地方創生関係交付金 (活用するためには総合戦略とは別に、地域再生計画を 策定し、内閣総理大臣の認定を受けることが必要)			
策定時における関係者との意見の反映		○			○		

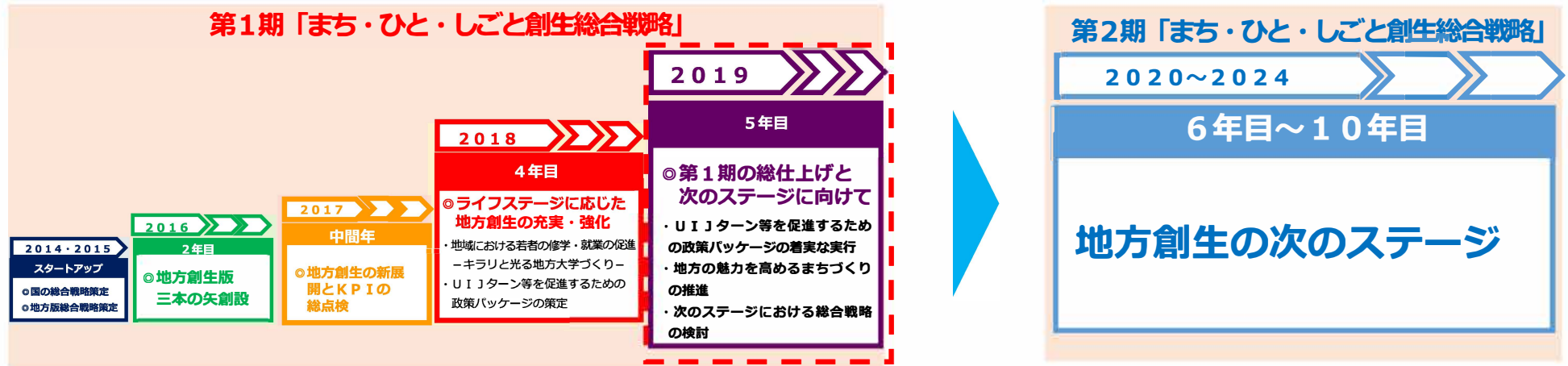
過疎地域自立促進市町村計画と地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略との比較②（記載内容の比較）

	過疎地域自立促進市町村計画		地方版総合戦略・地方人口ビジョン	
	助言内容	事例 (真庭市過疎地域自立促進市町村計画抜粋)	助言内容	事例 (真庭市まち・ひと・しごと創生総合戦略、真庭市人口ビジョン抜粋)
人口動向分析	<p>年齢階層別、男女別等からみた人口の推移と今後の見通し、各産業別の現況と今後の動向等について分析、記述し、記載する。</p> <p>【分析の例】</p> <p>①性別・年齢階級別の人口の推移</p> <p>②産業別の人口の推移</p>	<p>(1)人口の推移と動向</p> <p>本市の人口は、平成22年の国勢調査で48,964人と、平成17年と比べ5.4%減少しています。昭和35年以降、人口は一貫して減少しており、昭和50年からは減少傾向が一旦ゆるやかになりましたが、平成の時代に入り再び減少傾向が加速しています。また、年齢区分別人口の推移をみると、高齢人口(65歳以上)は33.6%を占めており、平成12年に29.5%であったことから、この10年間で4.1%増加しています。</p> <p>一方、若年者(15歳～29歳)は10.9%と、今後も高齢化、少子化による自然減が予想され、さらに、地域の担い手となっている生産年齢人口(15歳～64歳)も一貫して減少の傾向を見せています。</p>	<p>総人口や年齢3区分別人口等の推移、出生、死亡及び移動(転入及び転出)の推移等に関する動向分析を行い、その結果を記載する。その他、産業別の就業状況や雇用状況など人口動向に関連する事項等についても分析し記載する。</p> <p>【分析の例】</p> <p>① 総人口の推移と将来推計</p> <p>② 年齢3区分別人口の推移と将来推計</p> <p>③ 出生数、死亡数、転入数及び転出数の推移</p> <p>④ 総人口の推移に与えてきた自然増減及び社会増減の影響</p> <p>⑤ 出生率や出生数の推移や出生の動向に関連する状況</p> <p>⑥ 性別・年齢階級別の人口移動の状況</p> <p>⑦ 地域間の人口移動の状況</p> <p>⑧ 産業別の商業状況や雇用状況など人口動向に関連する状況</p>	<p>・1990年から急激に人口が減少しています。今後も人口減少が続き、2040年の総人口は、約32,000人(現在から4割減少)になると推計されています。</p> <p>・生産年齢人口の減少、高齢人口の増加により将来、生産年齢人口約1.16人で1人の高齢人口を支えることとなります。</p> <p style="text-align: center;">図表2 真庭市の年齢3区分別人口の推移</p>  <p style="font-size: small;">※2010年までの総人口は国勢調査より作成、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値(社人研)より作成</p>
				<p>※人口ビジョンでは、地区別や要因別に人口動向の分析や将来人口の推計を行っている例もある。</p>

過疎地域自立促進市町村計画と地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略との比較③（記載内容の比較）

	過疎地域自立促進市町村計画		地方版総合戦略・地方人口ビジョン	
	助言内容	事例 （真庭市過疎地域自立促進市町村計画抜粋）	助言内容	事例 （真庭市まち・ひと・しごと創生総合戦略、真庭市人口ビジョン抜粋）
基本方針 （目標）の 設定	<p>(4) 地域の自立促進の基本方針 市町村における地域の自立促進の基本方針を定めるに当たっては、自立促進方針に基づき、市町村における過疎の状況を踏まえつつ、これまでの過疎法に基づく過疎対策の成果と現在の課題等についても検討したうえで、適切な方向付けを行う。この場合、次の事項に配慮しつつ、地域の将来像とそための基本的な施策について記述。</p> <p>ア 地域の自立促進に当たっては、それぞれの過疎地域市町村における自主的、主体的な取組みが重要であり、特に重点を置く施策及び自立促進法第12条第2項に規定する過疎地域自立促進特別事業を明確にする。</p> <p>イ 地域の実態に応じ、その特性を活かした積極的、効果的な産業振興を推進し、所得の増加と雇用の増大を図る。</p> <p>ウ 土地利用及び施設整備については、都道府県の長期総合計画等その他各種の計画との関連に留意することとし、特に既存施設の有効活用を図るほか、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（以下「公共施設等総合管理計画」という。）との整合に配慮する。</p> <p>エ 都市と農山漁村の共生・対流の促進、情報通信基盤の整備と活用、NPOや地域自治区等を活用した住民参加による地域経営等自立促進の視点に立った施策の充実を図る。</p> <p>オ 地域活性化総合特別区域計画及び地域再生計画等を積極的に活用し、地域の自立促進を図る。</p> <p>カ 基本方針の決定についての地域住民の意向の把握と施策の実施に対する住民の積極的参加を図る。</p>	<p>4 自立促進の基本方針</p> <p>(1) 真庭市のまちづくりの基本理念と将来像 地域の現状と問題点を踏まえ、豊かな自然環境、木質バイオマス等の再生可能エネルギーの活用、CLT等地域資源を生かした産業及び雇用の創出に取り組むとともに、市民が誇りと愛情を持ち、活力に溢れた地域社会の実現を目指します。 また、人口減少に柔軟に対応するとともに、安全安心で豊かな生活、持続可能な社会の実現を目指します。</p> <p>(2) 基本的な施策の方向 地域資源が循環し、持続可能なまちづくり（多彩性・循環性・環境性・持続性・自給性を高めること）を主体的に進めるため、次の4つの考え方、方向性を「柱」とします。</p> <p>①「縦軸」と「横軸」の連携による参画と協働を進める（主権者としての権利と義務）（略）</p> <p>②教育・子育て環境を充実させる（創造性と生きる力）（略）</p> <p>③市民の知恵や経験、能力、個性を生かす（地域の財産）（略）</p> <p>④「つながり」により持続可能性を向上させる（連携と循環）（略）</p> <p>※過疎法第12条に規定する事業に係る記載(抜粋)</p> <p>高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進・認定こども園施設整備事業</p> <p>過疎地域自立促進特別事業 ・ICT・MITを活用した学習環境づくり事業</p>	<p>基本目標 各地方公共団体における人口の現状と将来の展望を踏まえた上で、それぞれの地域の実情に応じながら、一定のまとまりの政策分野ごとに、戦略の基本目標を設定する。 この基本目標には、行政活動そのものの結果ではなく、その結果として住民にもたらされた便益に関する数値目標を設定する必要がある。 （転入者数が5年間で〇〇人等。）</p>	<p>1 真庭にしごとをつくり、安心して働けるようにする ①雇用者数の増：5年間で200人 ②うち青年層の雇用者数の増：5年間で100人</p> <p>2 真庭への新しいひとの流れをつくる ①転入者数：5年間で100人増加 ②転出者数：5年間で50人減少 ③交流人口：5年間で22,000人増加 ④移住希望者の真庭市認知度：3年間で27% →30%</p> <p>3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望と教育・社会福祉を地域で支える仕組みをつくる ①合計特殊出生率：5年後に1.94% ②出産年齢女性人口割合：5年後に15.1%を維持</p> <p>4 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る ①今後も真庭市に住み続けたい意思がある割合：85%以上 （H26市民アンケート調査：76%） ②住民主体の事例（住民会社の設立・運営、拠点づくり等）：5件 ③公共施設・公有土地の有効活用事例：30件 ④市内公共交通への満足度：80%以上 （H26市民アンケート調査：76%）</p> <p>5 地域と地域を連携する（広域連携の推進） ①連携中枢都市圏の形成 ②地域間連携協約の締結</p>

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に向けて



第2期「総合戦略」策定に関する有識者会議(増田寛也座長)において第1期の検証と第2期に向けた取組を取りまとめ

まち・ひと・しごと創生基本方針2019

◎基本方針の枠組

- ①第2期(2020年度～2024年度)の基本的な考え方
- ②第2期の初年度(2020年度)に取り組む主な事項

◎今後のスケジュール

- 6月:基本方針2019策定
- 12月:第2期「総合戦略」策定

※12月に示す国の第2期「総合戦略」に基づき、地方公共団体は、地方版総合戦略を策定

第2期の方向性

第1期（2015年度～2019年度）の枠組

国

2014年12月策定

長期ビジョン

: 2060年に1億人程度の人口を維持する中長期展望を提示

総合戦略

: 第1期の政策目標・施策を策定

地方

全ての都道府県、1,740市区町村において策定済み

地方人口ビジョン

: 各地域の人口動向、将来人口推計の分析や中長期の将来展望を提示

地方版総合戦略

: 各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ、第1期の政策目標・施策を策定

4つの基本目標と地方創生版・三本の矢

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
2. 地方への新しいひとの流れをつくる
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
4. 時代に合った地域をつくり、
安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

【地方創生版・三本の矢】情報支援、人材支援、財政支援

第2期（2020年度～2024年度）の枠組

第1期での地方創生について、「**継続を力**」にし、
より一層充実・強化

（国のビジョン・総合戦略）

◆年内に改訂（ビジョンについては、大きな変更なし）

（地方のビジョン・総合戦略）

◆国のビジョン・総合戦略を踏まえ、切れ目なく改訂

4つの基本目標と地方創生版・三本の矢

<4つの基本目標>

◆従来の枠組を維持しつつ、必要な強化

・「地方への新しいひとの流れをつくる」の取組の強化

・「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」について、子ども・子育て本部等と連携

◆「人材を育て活かす」「誰もが活躍する地域社会をつくる」観点を追加

◆新たな視点に重点をおいて施策を推進

・新しい時代の流れを力にする（Society5.0等）、人材を育て活かす等

<地方創生版・三本の矢>

◆従来の枠組を維持

◆地方創生関係交付金については、必要な見直しを実施

IV. 国と地方の総合戦略の策定等について

「長期ビジョン」については、現在の人口等の見通しが第1期の当初時点における推計と大きく乖離していないことや、外国人については長期にわたる出入国の状況を見通すことが困難であることを踏まえ、時点修正など必要な検討を行う。「地方人口ビジョン」については、中長期的には人口の自然増が重要であるという観点を重視しつつ、最新の数値や状況の変化を踏まえた上で必要な見直しを検討することが求められる。

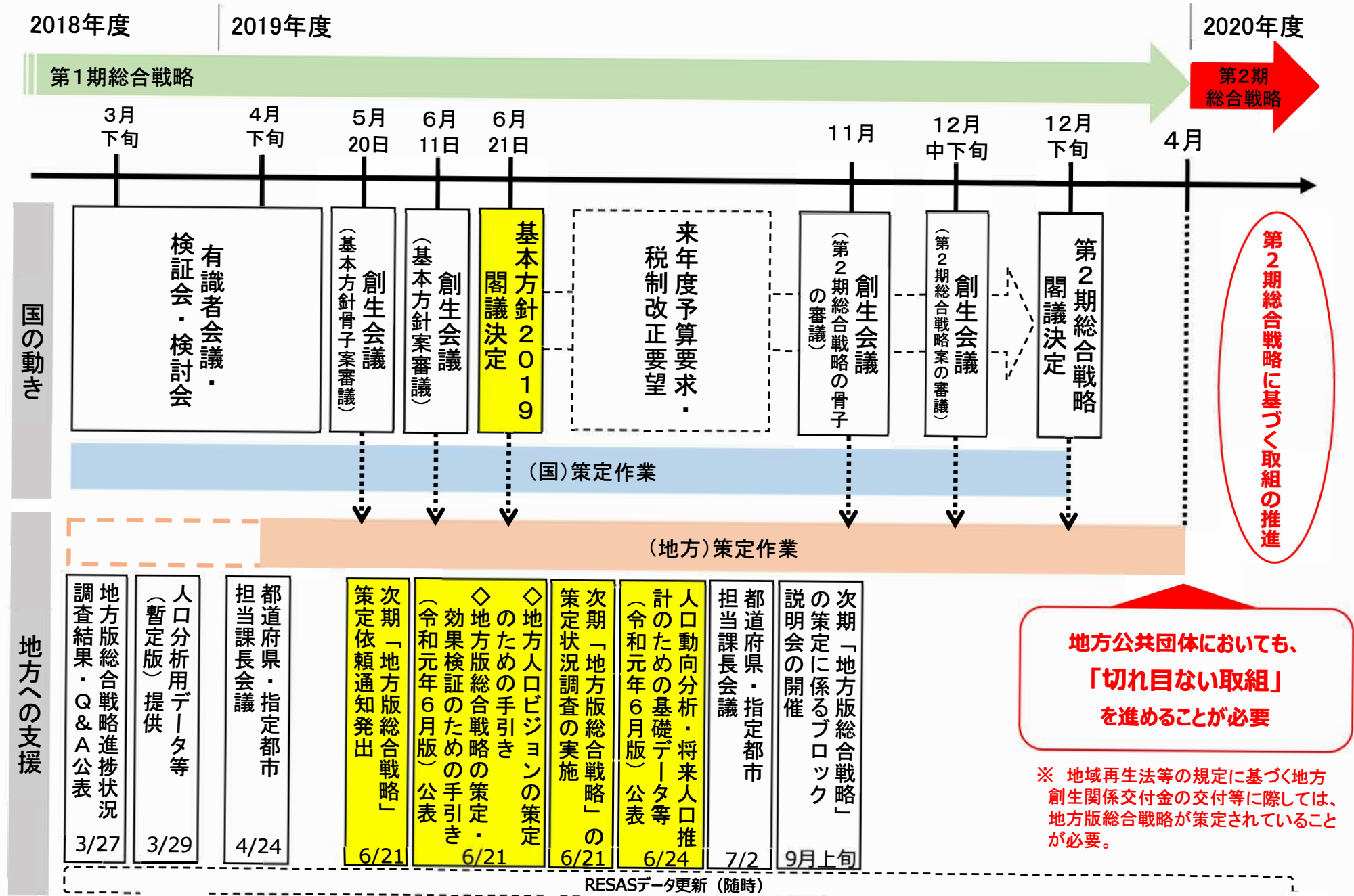
（中略）

地方においても、国の「総合戦略」を勘案し、地方創生の充実・強化に向け、切れ目ない取組を進めることが求められることから、各地方公共団体においては、現行の「地方版総合戦略」を検証し、次期「地方版総合戦略」の策定を進める必要がある。その策定に当たっては、各地方公共団体自らが責任を持って社会・経済状況の変化を捉え地域の将来像を考える観点から、幅広い年齢層の住民をはじめ、産官学金労言士などの多様な主体の参画を得るなど、各々の地域の特性に応じた検討プロセスを経ることも重要である。また、策定に当たっては、経済圏域における取組なども視野に入れ、行政区域を越えた広域的な連携を考慮する必要がある。

国は、地方公共団体における次期「地方版総合戦略」の策定や「地方人口ビジョン」の改訂に資するよう、国における「長期ビジョン」や第2期「総合戦略」の検討状況に関する情報提供を行うなど、必要な支援を行うこととする。

第2期「総合戦略」の策定スケジュール（案）

※ 国の動き（創生会議、総合戦略（閣議決定））は、昨年度実績と同様となることを想定して作成。



「地方人口ビジョンの策定のための手引き（令和元年6月版）」のポイント

○「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」の閣議決定を踏まえ、地方公共団体に対して、次期「地方版総合戦略」の策定を進めるよう依頼する通知（まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官及び地方創生推進室長連名）を発出し、併せて、「地方人口ビジョンの策定のための手引き（令和元年6月版）」を作成し、周知する。

＜手引きの構成＞ ※基本的には前回提供した手引き等の内容を踏襲し、大幅な変更は行っていない。

はじめに

- I. 地方人口ビジョンの全体構成
- II. 人口分析、人口推計の基礎
- III. 人口動向分析・将来人口推計に関する基礎データ、分析項目、分析例
- IV. 人口の将来展望

※ 平成31年3月に提供した「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート」について、今回の手引きと併せて令和元年6月版を提供。

ポイント

（平成27年1月版の手引きから変更した主な内容）

1. 提供情報の統合

- ◇ 第1期地方人口ビジョン策定の際に提示した、『地方人口ビジョン』及び『地方版総合戦略』の策定に向けた人口動向分析・将来人口推計について」（平成26年10月20日）及び「地方人口ビジョンの策定のための手引き」（平成27年1月）を、時点更新等をしつつ、1つの資料としてまとめ直した。

2. 基本方針2019及び第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に関する有識者会議を踏まえた検討

- ◇ 中長期的には人口の自然増が重要であるという観点を重視しつつ、最新の数値や状況の変化を踏まえた上で、時点修正など必要な見直しを行うことが必要。
- ◇ 「将来展望結果のまとめの視点」として、以下の点を追記。
 - ・ 各地方公共団体の地方人口ビジョンにおいて、人口の社会増のみを追求した場合には、国全体の人口の増加につながらないことにも留意する必要がある。
 - ・ 外国人人口が全体の多くを占める地方公共団体や、今後その増加が見込まれる地方公共団体においては、外国人人口の影響についても留意することが望まれる。

「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和元年6月版）」のポイント

○「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」の閣議決定を踏まえ、地方公共団体に対して、次期「地方版総合戦略」の策定を進めるよう依頼する通知（まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官及び地方創生推進室長連名）を发出し、併せて、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和元年6月版）」を作成し、周知する。

＜手引きの構成＞

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| 1. 都道府県と市町村の役割分担 | 5. 戦略の対象となる政策 |
| 2. 策定プロセス | 6. 総合計画等との関係 |
| 3. 地方版総合戦略の構成 | 7. PDCAサイクルの確立・運用 |
| 4. 数値目標・重要業績評価指標(KPI)の設定 | 8. 地方議会との関係 |

ポイント

（平成27年1月版の手引きから
見直した主な内容）

1. 基本方針2019を踏まえた見直し

(1)「策定プロセス等の重要性」を追加

◇ 各々の地域の特性に応じた検討プロセスを経ることが重要であること、広域的な連携を考慮する必要があることを記述。

(2)「第2期における新たな視点」を追加

◇ 第2期における新たな視点を踏まえて施策の検討を行うことが重要であることを記述。

◆「地方へのひと・資金の流れを強化する」
◆「民間と協働する」

◆「新しい時代の流れを力にする」
◆「誰もが活躍できる地域社会をつくる」

◆「人材を育て活かす」
◆「地域経営の視点で取り組む」

2. 効果検証の重要性に係る記述の具体化

◇ 継続したPDCAサイクルの確立と運用を図る必要があることを記述。

◇ 国の効果検証の手法や結果を参考にしつつ、十分な分析を行い、必要な改善等を図っていくことが重要であることを記述。

3. その他これまでの実績等を踏まえた見直し

(1)現行戦略策定時の特徴的事例の追加

◇ 若者や域外の関係者が参画した事例や、広域連携による策定プロセスを経た事例等を記述。

(2)大学等との連携や産業界との連携に係る記述の具体化

◇ 産官学金労言士等の参画に関し、大学等の教育・研究機関の重要性や、産業界の中央団体からの提案等について記述。

過疎地域自立促進市町村計画と他の条件不利地域振興立法に係る計画との比較

		過疎地域自立促進 特別措置法	山村振興法	半島振興法	離島振興法	奄美群島振興開発 特別措置法
計画体系	国	—	—	—	振興基本方針	振興開発基本方針
	県	自立促進方針(国の同意) 自立促進計画(国に提出)	振興基本方針 (国に提出)	振興計画 (国の同意)	振興計画 (国に提出)	振興開発計画 (国の同意)
	市町村	自立促進計画 (都道府県に協議、 市町村議会の議決)	振興計画 (都道府県の同意)	—	—	—
(参考) 国税特例	市町村 計画	不要	産業振興施策促進事項 (国が同意)	産業振興促進計画 (国が認定)	産業の振興に関する計画 (国が実施地域を指定)	産業振興促進計画 (国が認定)
	根拠	—	山村振興法第8条 (H27法改正)	半島振興法第9条の2 (H27法改正)	租税特別措置法施行令 第6条の3	奄美法第11条 (H26法改正)

- 市町村計画の計画期間は5年間
(平成22年法改正に限り、6年間の法延長であったことから6年間)

○ 過疎対策緊急措置法(昭和45.4.24～昭和55.3.31)

- ・ 計画期間5年間(前期:45～49年度・後期:50～54年度)
(昭和45年5月15日 自治画第76号 各都道府県知事あて自治事務次官通知)

○ 過疎地域振興特別措置法(昭和55.4.1～平成2.3.31)

- ・ 計画期間5年間(前期:55～59年度・後期:60～元年度)
(昭和55年4月22日 55国地総(過)第38号 各都道府県知事あて国土事務次官通知)

○ 過疎地域活性化特別措置法(平成2.4.1～平成12.3.31)

- ・ 計画期間5年間(前期:2～6年度・後期:7～11年度)
(平成2年4月23日 2国地総(過)第31号 各都道府県知事あて国土事務次官通知)

○ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12.4.1～令和3.3.31)

平成12年度～平成21年度

- ・ 計画期間5年間(前期:12～16年度・後期:17～21年度)
(平成12年4月27日 12国地総(過)第143号 各都道府県知事あて国土事務次官通知)

平成22年度～令和2年度

- ・ 計画期間6年間(平成22年度～平成27年度)
(平成22年4月1日 総行過第38号・農振第2374号・国都地第128号 各都道府県知事あて総務大臣・農林水産大臣・国土交通大臣通知)
- ・ 計画期間5年間(平成28年度～平成32年度(令和2年度))
(平成26年4月1日 総行過第26号・25農振第2454号・国国地第98号 各都道府県知事あて総務大臣・農林水産大臣・国土交通大臣通知)

ご議論いただきたい内容

- 過疎地域自立促進計画は、過疎法に基づき、地域の自立促進の基本的方針に関する事項や各分野の取組について記載することになっている。
- 過疎問題懇談会の中間的整理では、「市町村計画の位置づけや内容等については、新たな過疎対策の内容等に応じ、まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係を含め、引き続き議論する必要がある」とされている。
- まち・ひと・しごと創生総合戦略では、従来から地方人口ビジョンに人口動向の分析や将来人口の推計等について記載した上で、施策ごとに数値目標の設定及びPDCAサイクルの確立・運用を行うよう助言しており、第2期においてもこの方針は変わらない。また、地方人口ビジョンにおいて、人口動向の分析や将来人口の推計に基づいた目標を地区別で設定している団体もみられる。
- このような中で、過疎地域自立促進計画の内容について、次の過疎対策に法令レベルでどのように位置づける必要があるか、また、計画を策定する団体に対してどのような対応をするよう国として助言すべきか等について、ご議論をいただきたい。